

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年9月11日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第29回原子力規制委員会定例会が明日9月12日水曜日の午前中に開催される予定でございます。

議題は7件予定されております。順次御説明いたします。

まず、議題1「廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正並びに関係規則等の制定及び改正について」。

こちらの内容でございますが、昨年原子炉等規制法の改正を受けた政令、規則等の改正案に関するものでございます。廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関しまして、原子炉等規制法の施行令及び関係規則等の改正または制定の案を取りまとめまして、先般8月1日の委員会で審議をいただきました。その後、意見聴取、いわゆるパブリックコメントが行われてまいりましたところ、その結果を踏まえて、政令、規則等の制定及び改正について、委員会で決定をいただくというものでございます。

次に、議題2「原子力発電所における配管支持間隔の設定方法について」。こちらは、先般5月16日の原子力規制委員会におきまして、配管支持間隔の設定方法、いわゆる定ピッチスパン法の適用につきまして、公開の会合を行って事業者の意見を聴取するということが決められたところでございます。これを受けまして、公開の会合を4回にわたって実施し、意見交換・意見聴取を行ってまいりました。その結果を取りまとめて委員会に報告を行うというものでございます。

次に、議題3「実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応について」。こちらは、3月の原子力規制委員会におきまして、実用発電用原子炉施設において、警報装置が故障した場合における対応について検討するようという指示が原子力規制庁に対してございました。これを受けまして調査及び検討を行ってまいりましたので、その状況について、委員会に御報告をするというものでございます。

次に、議題4「原子力発電所における火災感知器の設置要件について」。こちらは、本年度の保安検査において確認された事例を踏まえまして、火災感知器の設置に係る考え方の整理を原子力規制庁においていたしましたので、それについて委員会に報告し、御意見を頂くというものでございます。

次に、議題5「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」。こちらは、先週の原子力規制委員会定例会において、JAEAの試験研究炉でありますJRR-3の審査書案について審議をいただいた際に、近接する原子力施設の影響をどのように扱うかについて、整理するよという指示がございました。これに基づきましてペーパーを用意いたしましたので、それにつき報告をし、議論をいただくというものでございます。

次に、議題6「原子力災害時の事前対策における参考レベルについて（第4回）」。こちらは、議題の原子力災害時の事前対策における参考レベルにつきまして、7月以来、3回にわたり原子力規制委員会で議論を行ってきたところでございます。これにつきまして、引き続き議論を行うというものでございます。

最後に、議題7「第6回日仏規制当局間会合の結果報告」。こちらは、先般9月3日及び4日に東京で開催されました本国会合の結果の概要について、報告を行うというものでございます。

委員会の定例会については、以上でございます。

次に、広報日程の2ページ目中段になります。9月13日木曜日、（4）第623回の審査会合についてでございます。こちらの会合では、3件の審査が現時点で予定されております。

まず、1件目といたしまして、日本原電・東海第二原子力発電所の運転期間延長に関する審査が予定されております。内容は、耐震・耐津波安全性評価について、説明を聴取するという予定でございます。

次に、2件目といたしまして、九州電力・川内原子力発電所1号機、2号機についての審査といたしまして、緊急時対策所の設置に関する工認（工事計画認可）に係る審査を予定しております。こちらは初回になりますので、申請の概要についてお聞きするという予定でございます。

次に、3件目といたしまして、関西電力・高浜原子力発電所の保安規定の変更についての審査が予定されております。内容は、防潮ゲートの運用に関する保安規定の変更、これにつきまして、説明を聞き、審査を行うという予定でございます。

次に、9月14日金曜日、広報日程2ページ目の下段でございますが、（6）第624回の審査会合が予定されております。議題は、記載のとおり、中部電力・浜岡原子力発電所の地震動評価についての審査が予定されております。内容といたしましては、内陸地殻内地震の評価につきまして、前回に続きコメント回答が予定されているところでございます。

次に、3ページ目上段、（7）第243回核燃料施設等の審査会合が予定されております。

先ほどの審査会合が午前でございます。同日9月14日金曜日の午後開催される予定でございます。議題は記載の2件が予定されております。

まず、議題1として、日本原燃株式会社の再処理施設、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設についての審査、地震等に関する審査が予定されております。今回は地震・津波関係の審査の取りまとめが予定されております。

次に、議題2といたしまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社の使用済燃料貯蔵施設の地震等に関する審査、こちらについても取りまとめの審査が予定されているところでございます。

次に、同じく3ページ目の中段、9月18日火曜日、(9)ですが、第23回の東海再処理施設等安全監視チームの開催が予定されております。

議題は記載のとおりでございますが、まず、議題1として、廃止措置計画に係る今後の変更申請の準備状況、今後の予定について、説明をお聞きするという予定でございます。

次に、議題2として、ガラス固化について、現在、金属の除去等が行われているところですが、この再開に向けた進捗状況について、説明をお聞きするという予定でございます。

次に、議題3として、原子力研究開発機構の廃止措置、廃棄物処理、核燃料物質の管理に関する方針等の策定状況について、お聞きするというところでございます。こちらは東海再処理に限らず、JAEA全般についての廃止措置等に関する方針の策定作業が行われているということでありまして、その状況について説明をお聞きするという予定でございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

質問のある方は手をお挙げください。では、お願いします。

○記者 時事通信のワタナベと申します。よろしく申し上げます。

明日の規制委員会の関係で1点確認したいのですが、議題5の近接の原子力施設からの影響に係る審査ですけれども、先ほどの説明内容からすると、明日の段階では、JRR-3の審査書案云々という話をするのではなくて、一般論として審査をどうやるみたいな話をするという趣旨ですか。

○大熊総務課長 今、御指摘と申しますか、おっしゃられたとおりでありまして、JRR-3の審査についても、再度ということになっておりますが、それは明日は予定されておられません。その際に、この近接の原子力施設の影響について整理をする必要があるもので、紙を用意するようという指示があった、その部分について、提出をして議論をいただくというものでございます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

今の関連なのですけれども、議題5番は、これはJRR-3に限定された話題なのでしょうか。それとも、ほかの研究炉とか原子炉の審査にも、既にやったやつとかに波及するの
か、しないのかは、どんな感じなのでしょうか。

○大熊総務課長 今、御質問の後段といたしますか、ございましたが、前回の委員会で委員
から指示があったとおりでございますけれども、JRR-3に限定せずに一般的な考え方の
整理が必要だという指示がございまして、それを受けて、JRR-3に限定したものではなくて、
一般的に近接の施設について、どういう考え方をするのかということについて、
確認のため整理を行うというものであります。

○記者 これまでに許可を出した商用炉の審査にも、何か影響することはあるのでしょうか。

○大熊総務課長 現実の問題といたしますか、実態に照らして考えると、近接のものについ
て、今回整理する考え方に照らして、整理が必要になるものがあるというふうには考え
ておりません。実際には、近接するもので実質にPAZが重なるような場合という想定で
ございますので、余りケースとしては多くない。ただ、考え方はきちんと整理しておこ
うと、こういうことになると思います。

詳しくは、また明日の委員会の議論次第という点はございますので、そちらは議論を
お聞きいただければと思います。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、どうぞ。

○記者 共同通信のタケウチです。

明日の議題の4番、保安検査で確認されたものということで、火災感知器の関係があっ
たのですが、これは保安検査で何か違反があったようなものの対策というような、そう
いうものなのでしょうか。

○大熊総務課長 ちょっと説明が不足していて恐縮です。保安検査で違反ということでは
ないのですが、保安検査の際に、実態がこうなっているということが確認された事象と
いたしますか、がございまして、それについて、どう考えていくべきかを整理するとい
うものでございます。

ちょっと抽象的で分かりにくいと思いますので、もう少しだけ補足させていただきます
すと、火災感知器について、熱感知器と煙感知器という2種類のものがあるというこ
とでございまして、それぞれについて、対象としてカバーできる領域が異なりますと
ころを、性能が異なるものをどう配置するかについて、実態を見ると、熱感知器ではカバー

されていない領域もあるのではないかということが確認できた。これは現行の保安規定あるいは関係法令に照らして、違反ではないのですけれども、これをどう考えるべきかということを議論する必要があると考えて、報告を行うというものであります。

○記者 分かりました。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上といたしたいと思います。お疲れさまでした。

—了—